

電話応答記録

日 時 平成17年5月2日 13時55分～14時10分頃

相 手

応対者 土地対策室

内 容

熱海土木から聞いたが、28日の話合いの結果、そちらから質問を文書で熱海土木に出すことになったと聞いたが、それで間違い無いですね。

そうです。

それは、25日のヒアリングの結果の内容の記述が、熱海土木が回答した内容が正しく反映されていなかった。(と違っていたということですね。)

そうです。

9日14時に話合うことになっているが、再度、文書で確認することになったので、熱海土木がそちらに回答してからでないという意味が無いですね。

私も疑問に思っていました。

防災工事の変更や事業継承、工事のやり直しには多額な資金が要るので、どうしてよいか相談に乗って欲しい。

の約束は、私もそう聞いています

とにかく是正計画を作って相談に来てください。計画がなければ、相談に乗りようがありません。基準をクリアすれば誰が来ても許可します。開発許可地で将来崩落などの災害が発生すれば、県は損害賠償を請求されるおそれがあります。その当時の県担当者もそうです

確認しましたが、違反をして県庁にみえた人にたいして、約束するとは常識的に考えられない。アドバイスなら考えられますが。

本人に確認しましたか。

はい。

ちょっと待ってください。

もしもし

熱海土木から聞いたが、28日の話合いの結果、そちらから質問を文書で熱海土木に出すことになったと聞いたが、それで間違い無いですね。

そうです。

それは、25日のヒアリングの結果の内容の記述が、熱海土木が回答した内容が正しく反映されていなかった。(と違っていたということですね。)

そうです。

9日14時に話合うことになっているが、再度、文書で確認することになったので、熱海土木がそちらに回答してからでないという意味が無いですね。

■■■■の約束もあるし…

■■■■ ヒアリング結果を聞いて、それが元で皆さんが県庁に見えたわけですから、そこを再確認しなければ、質問を送ってもらい熱海土木が回答をした後必要であればやればいいのかではないですか。それに、9日は、熱海土木が、裁判所に行く予定があり同席できないことが分かりましたので、やるとしても日程の変更が必要ですね。

■■■■ わかった。質問は6日までに土地対策室と熱海土木にFAXする。

5月2日14時22分にFAXが送信されてくる。